【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税2）
				（法人住民税、事業税：義）（自動連動）
		②	上記以外の税目	（所得税：外、個人住民税：外）
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 （1）国税 〇特別償却（法人税、所得税） 沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新増設に係る建物及びその附属設備についての特別償却制度（建物・附属設備 8/100） （2）地方税 〇法人住民税、個人住民税、事業税 沖縄の離島地域において、上記法人税、所得税の軽減と同様の効果を適用する（自動連動）
				《要望の内容》 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置について、適用期限（令和9年3月 31 日）を3年間延長し、令和 12 年3月 31 日までとする。
				《関係条項》 沖縄振興特別措置法第 88 条、第 89 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条 租税特別措置法施行令第6条の3 地方税法第6条
5	担当部局			内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：　令和5年度～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯			平成9年度　制度創設 平成 14 年度　5年延長 平成 19 年度　5年延長 平成 24 年度　5年延長 平成 29 年度　2年延長 令和元年度　2年延長 令和3年度　1年延長 令和4年度3年延長、拡充 （「改修」の追加、取得下限額の引下げ（500 万円以上）） 令和7年度　2年延長

8	適用又は延長期間			3年間(令和9年4月1日～令和 12 年3月 31 日)
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ⑴ 政策目的 沖縄県の離島地域は、我が国の国益に貢献しながらも、遠隔性、散在性、狭小性等の様々な条件不利性により、地域社会の維持が危ぶまれている。地域社会の維持のためには、離島地域における産業の振興が不可欠であるところ、旅館業は、沖縄の離島の特色ある観光資源を生かし、優位性等を発揮できる重要産業であり、当該措置により旅館業の設備投資を促進し、高付加価値化を図ることで、離島市町村内総生産額を大きく伸ばし、離島の振興を図る。
				《政策目的の根拠》 〇経済財政運営と改革の基本方針2026について（令和８年７月21日閣議決定） 強い沖縄経済の実現を目指し、沖縄科学技術大学院大学による産学官連携等の産業振興、「GW2050 PROJECTS」の早期実現、北部・離島地域振興、こどもの貧困対策やWell-being実現に向けた取組等、沖縄振興を国家戦略として総合的に推進する。 〇沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第3条 (略) 2 (略) 3 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。 (離島の地域の振興) 第 87 条 国及び地方公共団体は、離島の地域の地理的及び社会的条件が不利なものであることに鑑み、離島の地域の振興を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。 1 離島の地域の特性に応じた観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興を図るために必要な措置 2 離島の地域への移住及び定住の促進を図るために必要な措置 3 前二号に掲げるもののほか、離島の地域における雇用機会の拡充、教育の振興、福祉の増進、医療の確保、生活環境の整備その他の離島の地域の振興を図るために必要な措置 (離島の旅館業に係る減価償却の特例) 第 88 条 離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備の新設、改修(増築、改築、修繕又は模

				様替をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は増設をした者がある場合には、当該新設、改修又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。 〇沖縄振興基本方針（令和4年5月 10 日内閣総理大臣決定）（抄） Ⅲ　沖縄の振興に関する基本的な事項 ９　北部及び離島の振興に関する基本的な事項 （2）離島振興 　離島地域は、個性豊かな自然や文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海、排他的経済水域（EEZ）等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全など、多岐にわたる重要な役割を担っている。 　他方で、狭小な市場規模や割高な生活コスト等の条件不利性を抱えており、住民の方々が安心・安全に生活できる環境を整備し、地域の持続可能性の維持・向上を図ることが重要である。 　このため、島々の個性や魅力を活かした着地型観光の推進、特色ある資源を活かした特産品の開発・販路拡大、農商工連携の推進等を通じて、離島地域の特性に応じた産業振興や雇用の場の創出を図る。また、離島航路及び航空路の維持・確保や交通・物流コスト等の低減、定住促進に不可欠な公営住宅等の生活環境基盤の整備、ICT も活用した教育・医療・福祉における住民サービスの向上等を通じ、移住・定住条件の整備を図るとともに、離島間や本島・県外との連携・交流等を強化し、持続可能な離島の振興に不可欠な担い手の確保や人口流出の防止、交流人口・関係人口の拡大を目指す。 〇奄美群島振興開発特別措置法（抄） （基本理念） 第2条　奄美群島の振興開発のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 1、2　略 3　奄美群島が本土から遠隔の地にあることに鑑み、奄美群島と自然的、経済的、社会的及び文化的に密接な関連がある沖縄（沖縄県の区域をいう。）その他の奄美群島と近接する地域との多様な分野における連携を促進することにより、新たな価値を生み出し、奄美群島の持続的な発展に資することを旨とすること。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】10．沖縄政策 【施策】10．沖縄振興に関する施策の推進
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 　旅館業への設備投資を促し、高付加価値化を図ることで、離島市町村内総生産額を大きく伸ばし離島の振興を図るため、付加価値額の増加、離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業の増加を目指す。 〇　達成目標・離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業 　令和 11 年度：461 億円 ・本特例措置活用事業者の付加価値額増加額

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>令和 11 年度：5.7 億円

（算出方法）
・令和６年度以降の離島市町村内総生産額は年平均増加率 2.5%増を維持するものとして、令和 11 年度総生産額の目標値を設定し、これに、同総生産額に占める宿泊・飲食サービス業の割合（令和５年度実績：8.6%）を乗じることで、令和 11 年度の離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業の目標を設定。

・宿泊・飲食サービス業の総生産額について、令和 11 年度に必要な増加分（11 億円）に、令和６年度時点の本税制による付加価値増加額が宿泊・飲食サービス業増加額に占める割合（51.4%）を乗じ、付加価値増加額を算出。

○　測定指標
・離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業
・本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
離島地域における宿泊施設の立地や改修に係る設備投資を促し、高付加価値化を図ることで設備投資による付加価値を増加させ、離島市町村内総生産額の宿泊・飲食サービス業の増加、ひいては離島市町村内総生産額を伸ばし、離島振興につなげる。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>○適用数の実績及び見込み
単位：件数

<table>
<tr><td></td><td>国税</td><td colspan="2">地方税</td></tr>
<tr><td>年度</td><td>法人税</td><td>事業税</td><td>法人住民税</td></tr>
<tr><td>R5</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>R6</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>R7</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>R8</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>R9</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>R10</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>R11</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr>
</table>
・法人税（R5 年度～R6 年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R7 年度以降は推計値。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>【算定根拠】
（法人税・事業税・法人住民税）
・令和7年度以降は令和6年度と同程度の申請があることを見込んで算出。
・法人住民税及び法人事業税は自動連動であるため、法人税の適用件数と同値とした。</td></tr>
</table>

② 適用額

〇適用額の実績及び見込み

単位：千円

	国税	地方税	
年度	法人税	事業税	法人住民税
R5	94,210	8,475	1,530
R6	43,607	3,883	708
R7	43,607	3,883	708
R8	43,607	3,883	708
R9	43,607	3,883	708
R10	43,607	3,883	708
R11	43,607	3,883	708

・法人税（R5 年度～R6 年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。令和7年度以降は推計値。

・事業税・法人住民税（R5 年度～R6 年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく。（事業税は、特別法人事業税を含む。）R7 年度以降は推計値。

【算定根拠】

（法人税、事業税・法人住民税）

R7 年度以降については、R6 年度と同じ適用件数を見込んでいることから、その適用額は R6 年度と同額と仮定し推計。

③ 減収額

〇減収額の実績と見込み

単位：千円

	国税	地方税	
年度	特別償却	事業税	法人住民税
R5	21,857	8,475	1,530
R6	10,117	3,883	708
R7	10,117	3,883	708
R8	10,117	3,883	708
R9	10,117	3,883	708
R10	10,117	3,883	708
R11	10,117	3,883	708

【算定根拠】

（国税：特別償却）

税の実績（R5～R6）については、法人税率を 23.2%と仮定し、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき算出。R7 年度以降については、R6 年度と同じ適用件数を見込んでいることから、その減収額は R6 年度と同額と仮定し推計。

（地方税：事業税、法人住民税）

※適用額と減収額は同額。R7 年度以降については、R6 年度と同じ適用件数を見込んでいることから、その減収額は R6 年度と同額と仮定し推計。

		④	効果

《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》

1．前回設定した目標の達成状況

〇前回要望時の達成目標

・令和８年度離島の宿泊施設の収容人員数　67,812 人

【離島の宿泊施設の収容人員数】（単位：人）

	R5	R6	R7	R8
収容人員数	59,286	62,128	64,970	67,812

出典：沖縄県離島関係資料（沖縄県企画部地域・離島課）

（目標設定の考え方）

平成 29 年度から令和４年度までの増加数の平均を踏まえ、令和５年度以降１年間で 2,842 人増加するとして算出したところ、令和８年度の収容人員数を 67,812 人と算出した。

〇達成目標に対する実現状況

令和８年度離島の宿泊施設の収容人員数は 67,219 人(※1)と目標を概ね達成しているところ、本税制措置を通じて観光客の受け入れ体制強化につながり、ひいては離島地域の活性化に寄与した。

ただし、沖縄の離島地域は、遠隔性・散在性・狭小性等の様々な不利性を抱えており、今後高齢化等が進む中で地域社会を維持するためには、産業の振興が非常に重要であるため、本特例措置を継続する必要がある。（※1）

令和４年度から令和６年度までの増加数の平均を踏まえ、令和７年度以降も１年間で 2,694 人増加すると仮定して推計したところ、令和８年度の収容人員数は 67,219 人と算出された。

・令和４年度（実数）:56,444 人
・令和５年度（実数）:59,752 人
・令和６年度（実数）:61,831 人
・令和７年度（推計）:64,525 人
・令和８年度（推計）:67,219 人

2．今回新たに設定した指標の推移

〇付加価値増加額

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	付加価値増加額	0.9 億円	3.6 億円	3.6 億円

（実績値の算出方法）

一件当たりの付加価値増加額(0.9 億円)×国税適用件数

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
推計値	付加価値増加額	6.1 億円	6.1 億円	6.1 億円	6.1 億円	6.1 億円

（推計値の算出方法）

令和7年度以降も、令和6年度と同程度の設備投資(5.4 億円)がある

ものと仮定し、令和7年度の本特例措置を活用した設備投資額と本特例措置に係る付加価値増加分の比率(1:1.125)を基に算出。
※令和7年度以降は令和6年度と同程度の申請(4件)があると仮定。

〇離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業

		R4	R5
実績値	宿サ業 総生産額	274 億円	400 億円

		令和6 年度	令和7年 度	令和8年 度
推計値	宿サ業 総生産額	407 億円	419 億円	431 億円
		令和9 年度	令和 10 年 度	令和 11 年 度
推計値	宿サ業 総生産額	443 億円	455 億円	467 億円

(推計値の算出方法)
令和6年度は本特例措置により約 3.6 億円の付加価値額増があり、かつ、宿泊・飲食サービス業総生産額増加分のうち本特例措置による付加価値増加分が 51.4%(令和6年度実績)を占めると仮定し、宿泊・飲食サービス業総生産額を算出。令和7年度以降、本特例措置により毎年度約 6.1 億円の付加価値増加額が見込まれ、かつ、宿泊飲食サービス業総生産額増加分のうち本特例措置による付加価値増加分が 51.4%(令和6年度実績)を占めると仮定し、宿泊・飲食サービス業総生産額を算出。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
出典:県知事確認申請情報、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書、沖縄県市町村民経済計算に基づく

3. 達成目標の変更理由
従前の達成目標は、①離島の宿泊施設の収容人員数を設定していた。
今回要望では、令和4年度から新たに導入した県知事確認制度を踏まえて更に具体的に本税制措置の効果測定を検証するため、政策目的として「離島市町村内総生産額」を設定したうえで、政策目的に対して本税制がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

出典:沖縄県市町村民経済計算

				《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 **1．前回設定した目標に対する効果** 令和4年度から令和7年度に県知事確認を受けた事業者へのアンケートによると、回答のあった事業者の5割程度から「本特例措置が投資の後押しになった」旨の回答を得ており、また、令和4年度から令和７年度の県知事確認を受けた事業者の２割程度から「本制度がなければ取得等を行わなかった」旨の回答を得ていることから令和7年度から令和8年度までの離島の宿泊施設収容人員の増加数（2,694 人（推計））の少なくとも2割程度については、本特例措置の直接的な効果といって差し支えないと考えられる。 **2．今回新たに設定した目標に対する効果** 令和4年度以降の本措置活用事業者の令和5年度の付加価値増加分は 3.6 億円であり、令和5年度の離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業の増加（R5 離島市町村内宿泊・飲食サービス業：400 億円）に寄与している。 国税に関しては、赤字企業が多いため特別償却の活用件数が少ないが、令和6年度の宿泊飲食サービス業総生産額増加分のうち本特例措置による付加価値増加分が 51.4%であるため、国税適用件数は僅少だが有効であると考える。 本特例措置の効果検証については、財務省の租税特別措置適用実態調査報告書で把握できるため、この情報に基づいて適用実績を把握し、効果検証を行うことが可能である。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 ※沖縄県実施アンケートに基づく。
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 令和6年度まではコロナ禍の影響で落ち込んでいた旅館業は回復傾向にあったものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じており、また、令和4年度から県知事における事前確認制度の導入や改修の措置対象への追加が行われたところ、事業者の制度変化への対応が追い付いていないことや、制度の周知広報の不足から十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。 令和6年度の国税の適用件数は4件だが、同年に行った県知事確認件数は 44 件であり、さらに、令和6年度に県知事確認を受けた事業者が翌年度へ本特例措置の適用を繰越す可能性も考えられる。 また、県知事確認を受けた事業者による収容人員数増は 1317 人の見込であり、1件あたり約 30 人程度と算定され、当該4件で約 120 人の収容人員増に寄与したと考えられるため、目標達成に一定の効果があったものと考えられる。 令和7年度以降については、コロナ禍の影響の解消や制度の周知広報の改善等により、一定以上の活用実績が見込まれることから、達成目標及び政策目的の達成に本特例措置は有効であるといえる。

		⑤	税収減を是認する理由等	沖縄県の離島地域は、我が国の国益に貢献しながらも、遠隔性、散在性、狭小性等の様々な条件不利性により、地域社会の維持が危ぶまれている。地域社会の維持のためには、離島地域における発展が不可欠であるところ、旅館業は、沖縄の離島の特色ある観光資源を生かし、優位性等を発揮できる重要産業である。 本税制措置は、離島振興を図るためのものであり、当該措置により、設備投資コストが高い離島地域において初期投資の負担を軽減することで離島旅館業への投資意欲を高め、高付加価値化に資する設備投資を促進し、離島市町村内総生産額の増加、ひいては離島振興に寄与するものであると考えられ、社会的意義があり、税収減を是認するものと考えられる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、課税の繰延であるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも国の最終的な負担は少ない。また、課税の繰延によって、事業者にとっては初期投資の負担が軽減されるため、沖縄の離島地域における設備投資のインセンティブとなり、離島の産業全体の振興を図るという政策目的において効果が見込まれる。 事業の投資判断に当たっては、経済情勢など長期的な視点からの経営判断が必要であり、補助金等の単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、各事業者が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことが出来る当該措置が的確な手段であると考えられる。 そのため、税制特例措置による支援が手段としても最も適当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置のほか、沖縄振興特別推進交付金等を活用して離島の振興に多角的に取り組んでおり、これらの補助事業では、離島の遠隔性、散在性等の地理的不利性解消に向け、自治体が事業を行っているのに対し、本特例措置では、民間投資の促進による産業の振興を目的としており、役割分担がなされている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、沖縄県からの要望等も踏まえて延長するものである。国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本特例措置は、沖縄の離島振興に資するものであり、沖縄県及び関係市町村が協力する相当性がある。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和6年8月（R6 内閣 02）